

## (協議事項)

介護予防支援業務（地域包括支援センターにおけるプラン作成業務）の  
居宅介護支援事業所への一部委託について

## 1 趣旨

標記業務の委託先の選定について、松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条第1項及び厚生労働省老健局 平成30年5月10日発「地域包括支援センターの設置運営について」に基づき、運営協議会の承認をお願いするものです。

## 2 委託先について

令和3年3月24日に開催した、令和2年度第2回運営協議会以降に、下記の事業者から受託の申し出がありました。

この事業者は次の委託要件を備えていることから委託するものです。

- (1) 中立性、公正性が担保され、受託する予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業に係るケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のある事業者である。
- (2) 原則、市町村が介護保険法に基づいて指定し、要介護者に対して介護給付のケアプランの作成を行う居宅介護支援事業者である。

## 3 委託後の対応について

業務委託の要件を維持し、適正なケアマネジメント業務が行われるよう、地域包括支援センターと各事業者との連携を密にするとともに、研修の受講等の指導を行ってまいります。

## 4 その他

当業務の委託先については、今後も居宅介護支援事業者の動向により承認をお願いしてまいります。

番号	介護保険事業者番号	居宅介護支援事業所名	所在地
1	2072700939	さんそら相談所	東筑摩郡山形村 5405-8
2	2070202482	松本市社会福祉協議会 西部居宅介護支援事業所	松本市波田 4417-1

